全日本下の句歌留多岩見沢大会規定(案)に対する意見、回答

整理番号	カテゴリ	原案条文	内容	意見に対する回答または対応	備考
1	意見	タイトル	規定→規程が正しいのでは? 	「規定」は個々の条文を言い、「規程」は個々の規定の全体をさすことから「規程」に修正する。	協会の競技規程は「規定」となっている(HP上)
2	意見	全体	分かりにくい表現や言い回しがある。	言葉遣い、句読点、表現のゆれなど全体的に文章を見直します。 他の意見による修正分と合わせて原案・修正案対照表を作成しま す。	
3	意見	第1条の前	この規程の目的を標記するとよい。	以下の条文を追加する。 第1条 趣旨 この規程は、岩見沢梅ヶ枝歌留多倶楽部が主催する全日本下の 句歌留多岩見沢大会(以下「大会」という。)を円滑に進行するため 、必要な事項を定める。	以下原案1条→2条と1条ずつ 繰り下げる
4	意見	第2条4、6	この2項は関係があるため列記とすればよい。	第5と第6項を入れ替えて列記となるように修正する。	
5	意見	第3条	岩見沢大会競技「規定」は「規程」が正しい のでは?	「規定」は個々の条文を言い、「規程」は個々の規定の全体をさすことから「規程」に修正する。	
6	意見	第3条1	岩見沢大会競技規程の目的を標記するとよい	第3条全体が競技の目的、競技規程となるため標記を次の通り修正する。 1 競技は、全日本下の句歌留多協会競技規定(以下協会競技規定という。)に準じる事を基本とするが、大会運営において試合進行を促進するために岩見沢大会競技規程(以下「大会競技規程」という。)を定める。協会競技規定と大会競技規程が相反する場合は、大会競技規程を優先する。	協会の競技規程は「規定」となっている(HP上)
7	意見	第3条4	協会競技規程では「守備、中堅、突」という 言い方をしているが、岩見沢大会規定では 「張り、中堅、突き」という名称になっている 。名称に違いはあっても問題はないものと 考えるが、「張り」の表示にどのような意味 があるのか?	「張り」=「守備」、「突き」=「突」として、協会競技規程の表現である「守備」「突」に合わせ修正する。	
8	意見	第3条6	試合進行を考慮して待ったは4回でよいの では?	待ったの回数制限を設けることは初の試みであることから、実証実験を行い5回と定めた。しかし実際の大会で各チームの待ったの取得がどうなるか分からない部分もあるため、今大会は5回とし、今大会の中で検証して次回大会開催までの検討事項としたい。	

全日本下の句歌留多岩見沢大会規定(案)に対する意見、回答

	<u> </u>	<u>いっか田シール</u>	バハ云祝ル(采川-刈りる思兄、四合		
整理番号	カテゴリ	原案条文	内容	意見に対する回答または対応	備考
9	意見	第3条6	「待った」に関して、読みが始まる前に札送りや選手交代により事前に「待った」と意思表示する場合は「待った」に含めないと解されるが、その時間は規定しないということでよいか? また、その場合の「待った」は競技者が直接読み手に意思表示するのか、審判の判断によるとするのか、同じくその「待った」の解除は誰がどのようにするのか?	「待った」は札の整頓や速やかな札送りには適用しません。これは審判がその状況を確認して判断する。(子供大会のように読み終えるたびに赤旗を上げ、準備出来た場合はすぐ旗をおろすなどの対応とする。)審判が規程を理解して適宜間合いと取ることやさ作戦協議的なときは「待った」をとるよう促す対応が求められるため、岩見沢大会規程における審判業務を解説する「審判の手引き」を作成し、審判席に置くほか事前に倶楽部HPに掲示して事前周知に努めていきたい。	HP掲載の大会規定の解説 (案)参照
10	意見	第3条6~8	否定するものではないが、審判に対しての 講習・レクチャーが必要に思う。 意図は理解	お見込みの通り、審判が規程を理解して無くては難しいので、岩見 沢大会規程における審判業務を解説する「審判の手引き」を作成し 、審判席に置くほか事前に倶楽部HPに掲示して事前周知に努めて いきたい。また、大会終了後参加倶楽部にアンケート調査を実施し てご意見をいただきたいと思います。	
11	意見	第4条1	「登場」の表現を別なものにしたほうがよい。	条文を次のように修正する。 ・読み手は、公平を期すため、主催者において、試合を行っていない倶楽部から選考し、直接指名することを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、主催者の判断により読み手を指名することができる。	
12	質問	第5条1	総括審判は主審、副審から配置するもので しょうか?	総括審判は主審、副審とは別に主催者が試合ごとに指名して配置します。総括審判は読み手の傍らに配置し審判からの待った・返しの読み手への伝達、怪我や体調不良等による選手交代の判断、選手の遅延行為への警告・退場の判断を行います。	
13	質問	第5条2	「中ほど」とあるのは試合の中盤という意味か、それとも場所を示すものか?	中審の位置を表していますが、分かりにくい表現のため、条文を次のように修正します。 ・審判として、主審及び副審シートの両端に2名を配置する。また、 主催者は選手からの求めにより、中堅の傍らに中審を配置するこ とができる。	
14	質問	第5条14	選手の故意の遅延行為への警告は次の試 合に引き継がれるか?	引き継がれません。いわゆるイエローカード的な扱いとすると、1回までは許されるという解釈が出来てしまうため、遅延行為は慎むことと定めた規定に対して段階的に措置をするという意味であることをご理解ください。	

全日本下の句歌留多岩見沢大会規定(案)に対する意見、回答

_	T 11 (1)	<u>いっか田シねん</u>	八八五尻圧(采川-刈りる思兄、凹合		
整理番号	カテゴリ	原案条文	内容	意見に対する回答または対応	備考
15	質問	第5条15	審判に対しての警告とは具体的にどのよう な内容になるのか?	規程違反の行為に対して口頭で「警告」する旨を当該審判に伝える。なお改まらない場合や著しく審判の資質を欠く行為に対しては「 交代」を告げて審判を交代させる。	
16	意見	第5条15	審判が規程違反を犯したとき・・・の表現は 少し過激に感じる。	条文を次のように修正する。 ・審判が協会競技規程又は大会競技規程に違反した場合は、主催者は警告や交代の措置を講じるものとする。	
17	意見	第5条全体	選手・審判(主審・副審)・総括審判の役割 をもう少し分かりやすく整理すると理解しや すいのではないか?	審判と総括審判は役割が違うため別条として再整理する。 また、主審、副審、中審、総括審判の役割を分かりやすく解説し「審 判の手引き」に記載する。	原案第5条を第6条審判、第7 条総括審判に分ける
18	意見	第6条1	試合時間を1時間半、2時間とあえて規程 する必要があるか?	大会会場の性質上どうしても時間的制約を受けるため目標の目安として試合時間を規定したもの。	
19	意見	第6条2	トイレに行く場合のペナルティはやむを得ないのだからペナルティを課す必要があるか?	トイレに行くことを理由に待ったと同様の時間を取るなど規定の悪用を防止するためにこのような規定とした。	
20	意見	その他	一つの規程にすべて規定するのではなく、 それぞれの規程を設ける方法もあるのでは ないか。(読み手・審判・コロナ対策など)	今大会はこの大会規程により運営し、規程を分けるほうが良いと判断された場合は検討したい。	
21	質問	その他	気合をかける声や札を取った後、声を出したり這う行為は制限されるのか?	7条4項に「選手および審判は、競技中の発声は必要最小限に止めなければならない。」と規定しているが、気合を掛ける行為は必要な行為と判断する。また這うことや声を出す行為も下の句歌留多の重要な要素であると判断するため制限しない。	
22	意見	その他	コロナ対策として選手に健康観察シートの 提出を義務付けるとよい。	参考としてお示しいただいた健康観察シートを利用して選手に提出 を求めることとしたい。	
23	質問	その他	同倶楽部で2チーム以上の参加を認めるのか?その場合予選リーグは別ブロック、決勝トーナメントに進出した場合は別の山に配置する措置はあるか?	同一倶楽部からの出場チーム数の制限はありません。予選リーグのブロック数は全体参加チーム数により変わることがありますが、同一倶楽部のチームが同じブロックとならないような抽選方法とする。ただし同一倶楽部のチームが予選リーグのブロック数を上回る場合は同じブロックになることもあり得ますのでご了承ください。決勝トーナメントは予選リーグ通過チーム確定後に会場にて抽選して決定することとし、同一倶楽部から2チーム以上進出した場合は別の山となるよう配慮する。2チーム以上進出倶楽部が2つ以上ある場合は予備抽選を行いあらかじめ別山となるような措置をして抽選する。	